

西宮市不登校対策連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 児童生徒の不登校対策について、教育委員会が学校、保護者、地域の代表と連絡及び意見交換を図ることを目的として、西宮市不登校対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について連絡及び意見交換をする。

- (1) 不登校児童生徒の支援に関すること。
- (2) 不登校対策に係る連携及び調整に関すること。
- (3) その他不登校対策に関する必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 教育次長は、西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則（昭和51年西宮市教育委員会規則第24号）第2条第1項第2号に定めるものとする。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、教育委員会学校教育部学校保健安全課におく。

(協議会長)

第5条 協議会に協議会長を置く。

- 2 協議会長は、教育次長をもって充てる。
- 3 協議会長は、協議会を代表し会務を総括する。

(会議)

第6条 会議は、協議会長が必要に応じ招集する。

- 2 協議会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 意見交換をした内容は、西宮市不登校対策庁内検討委員会における議題の検討において参考とする。

(報償費)

第7条 委員が会議に出席した際には、出席に応じて、その都度 2,000 円（税込）を支給する。

- 2 委員のうち西宮市及び西宮市立学校に勤務する一般職の公務員については、無報償とする。

(議事録)

第8条 協議会長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成するものとする。

2 議事録には、つぎに掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会、閉会に関する事項
- (2) 会議に出席した者の所属及び役職
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 協議、調整事項
- (5) その他協議会長が必要と認めた事項

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は協議会長がこれを定める。

付 則

この要綱は令和2年9月1日から実施する。

付 則

この要綱は令和3年4月1日から実施する。

別表

(第3条関係)

区 分	所 属 ・ 役 職
地 域	西宮市青少年愛護協議会代表1名
	西宮市青少年補導委員連絡協議会代表1名
保 護 者	西宮市PTA協議会代表1名
学 校	西宮市立小学校校長会代表1名
	西宮市立中学校校長会代表1名
教育委員会	教育次長
	学校教育部長
	学校支援部長
	学校保健安全課長
	学校保健安全課担当課長